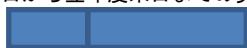


## 2025年度委託研究契約事務処理説明書（大学等用）改訂事項リスト

改訂日：令和7年4月1日

頁数	変更後		変更前	
	<b>II. 委託研究契約の概要</b>		<b>II. 委託研究契約の概要</b>	
	<b>1. 用語の解説</b>		<b>1. 用語の解説</b>	
P. 3 ～ P. 4	(変更補足説明) 研究開発実施者に研究担当者も含まれることを明記し、研究開発に対する様々な評価を「中間評価等」でまとめた記載にしました。	用語	説明	用語
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	研究開発実施者	研究機関に所属し、本研究に従事する研究担当者、研究員、技術員、研究補助員、学生等及び研究推進担当者	研究開発実施者	研究機関に所属し、本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等及び研究推進担当者
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	研究期間	実施計画書で定める課題の全研究期間 ※中間評価等の結果により、期間が変更される場合あり	研究期間	実施計画書で定める課題の全研究期間 ※中間評価、ステージゲート評価等の結果により、期間が変更される場合あり
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	<b>2. 委託研究契約について</b>		<b>2. 委託研究契約について</b>	
	<b>2. 2. 契約の解除等</b>		<b>2. 2. 契約の解除等</b>	
P. 5	(変更補足説明) 評価は課題だけではないため、それ以外の評価対象も追加しました。		(省略)	
	(省略) また、課題、サブ課題、研究開発テーマの中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究の停止・中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと防災科研が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。		サブ課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があります。また、研究の継続が適切でないと防災科研が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。	
	<b>2. 3. サブ課題グループに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化</b>		<b>2. 3. サブ課題グループに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化</b>	
P. 6	(変更補足説明) 参考資料を追加しました。		(追加)	
	【追補版】(令和2年6月30日 文部科学省 経済産業省) <a href="https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/230329_UPDATED_guideline_ad_d.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/230329_UPDATED_guideline_ad_d.pdf</a>		(追加)	
	<b>2. 6. 様数年度契約と繰越制度</b>		<b>2. 6. 様数年度契約と繰越制度</b>	
	<b>2. 6. 2. 様数年度契約における年度更新手続き</b>		<b>2. 6. 2. 様数年度契約における年度更新手続き</b>	
	(変更補足説明) 初年度と最終年度の違いが分かるよう、5年の事業期間に関する記載に変更しました。			

	(省略) 「例：研究開始日 2023年9月1日」 ○初年度（研究開始） 研究開始日から翌年度末日までの契約期間で締結  2023.9 2024.4 2025.3 ○3年目（年度更新） 期初（2025.4.1）に変更契約にて期間延長、委託研究費更新、契約条文改定  2023.9 2024.4 2025.4 (更新) 2026.4 2027.3 ○5年目（最終年度更新） 期初（2027.4.1）に変更契約にて委託研究費更新、契約条文改定  2023.9 2024.4 2025.4 2026.4 2027.4 (更新) 2028.3 (SIP3 終了)	(省略) 「例：研究開始日 2023年7月1日」 ○初年度（研究開始） 研究開始日から翌年度末日までの契約期間で締結  2023.7 2024.4 2025.3 ○2年目（年度更新） 期初（2024.4.1）に変更契約にて期間延長、委託研究費更新、契約条文改定  2023.7 2024.4 (更新) 2025.4 2026.3 ○3年目（年度更新） 期初（2025.4.1）に変更契約にて期間延長、委託研究費更新、契約条文改定  2023.7 2024.4 2025.4 (更新) 2026.4 2027.3 (追加)
P. 7	2.6.複数年度契約と繰越制度	2.6.複数年度契約と繰越制度
	2.6.2.複数年度契約における年度更新手続き	2.6.2.複数年度契約における年度更新手続き
	2.6.3.委託研究費の繰越	2.6.3.委託研究費の繰越
P. 8	(変更補足説明) 繰越の趣旨について追加しました。 本事業では、委託研究費の効果的・効率的な使用および予算の無駄使いや不正の防止の観点から、繰越制度を導入しています。研究機関においては、研究成果の最大化に向け、繰越制度を有効に活用してください。	(追加)
P. 8	(変更補足説明) 単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外であることを強調しました。 (1) 繰越の対象 繰越の対象となるのは、以下の事由に該当するものです。 『当初予想し得なかったやむを得ない事由により実施計画書記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌事業年度に実施する必要があるもの』 従って、単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外となります。	(1) 繰越の対象 繰越の対象となるのは、以下の事由に該当するものです。 『当初予想し得なかったやむを得ない事由により実施計画書記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌事業年度に実施する必要があるもの』
	3.委託研究契約に係る書類	3.委託研究契約に係る書類
	3.2.変更契約書	3.2.変更契約書
P. 10	(変更補足説明) 委託研究契約書（原契約）第1条の記載内容はもれなく変更契約の重要な対象であることを踏まえて追記しました。 委託研究契約書（原契約）第1条に定める（1）研究題目等、（2）研究担当者、（3）契約期間、（4）委託研究費、（5）当事業年度における研究目的及び内容に変更が生じる場合は、変更契約の締結が必要となります。 (省略)	以下の場合、変更契約の締結が必要となります。 (省略)
	III.委託研究費の執行	III.委託研究費の執行
	2.委託研究の予算費目	2.委託研究の予算費目

P. 11	(変更補足説明) 物品費の対象にソフトウェア(既製品)を追記しました。 a) 物品費 : 研究用設備・備品・試作品、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用、ソフトウェア(既製品)		a) 物品費 : 研究用設備・備品・試作品、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	<b>3. 直接経費について</b>		<b>3. 直接経費について</b>
	<b>3.3 予算費目</b>		<b>3.3 予算費目</b>
	<b>3.3.1. 物品費</b>		<b>3.3.1. 物品費</b>
	(変更補足説明) 「資本的支出」に係る直接経費に計上可能な改良・改造に関する条件および計上費目について箇条書きに整理して記載しました。		
P. 12 ～ P. 13	注) 研究設備・機器の改良・改造費および修理費について ① <u>防災科研帰属の提供物品</u> 防災科研帰属の提供物品に法人税法上の「資本的支出」に該当する研究設備・機器の改造等を加える場合は、その都度、事前に防災科研にご相談ください。 ② <u>研究機関所有の研究設備・機器等</u> 研究機関所有の研究設備・機器等の法人税法上の「資本的支出」に該当する改良・改造費を直接経費で計上することは原則として認められません。ただし、研究機関が所有する既存の研究設備・機器等の改良・改造であっても、本研究のために直接必要かつ不可欠で、既存の施設・設備等と区分して管理する場合は、直接経費から支出することが認められます。 ③ <u>「資本的支出」に該当しない修理費等</u> 「資本的支出」に該当しない修理費等について直接経費での支出が認められるのは、本研究に直接必要かつ不可欠な範囲に限られ、かつ、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限ることとし、使用者の過失が原因である場合には直接経費での計上は認められません。 ④ <u>計上費目</u> <u>直接経費に計上が可能な場合、</u> <u>法人税法上の「資本的支出」に該当する研究設備・機器の改良・改造費：「物品費」</u> <u>法人税法上の「資本的支出」に該当しない修理費等：「その他」</u> の費目に計上することができます。		注) 研究設備・機器の改良・改造費および修理費について 研究機関所有の研究設備・機器等の改造費を直接経費で計上することは原則として認められません。ただし、研究機関が所有する既存の研究設備・機器等の改良・改造であっても、本研究のために直接必要かつ不可欠で、既存の施設・設備等と区分して管理する場合は、直接経費から支出することが認められます。 「資本的支出」に該当しない修理費等について直接経費での支出が認められるのは、本研究に直接必要かつ不可欠な範囲に限られ、かつ、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限ることとし、使用者の過失が原因である場合には直接経費での計上は認められません。 直接経費に計上が可能な場合、法人税法上の「資本的支出」に該当する研究設備・機器の改良・改造費については「物品費」に、「資本的支出」に該当しない修理費等については「その他」に計上することができます。 防災科研帰属の提供物品に法人税法上の「資本的支出」に該当する研究設備・機器の改造等を加える場合は、その都度、事前に防災科研にご相談ください。
	<b>3.3.3. 人件費・謝金</b>		<b>3.3.3. 人件費・謝金</b>
	(変更補足説明) 専従者に関する取扱いを追加し、人件費計上に係る関係書類の整理を含めた適切な労務管理が求められる旨の記載を追加しました。		
	(3) <u>被雇用者の扱い</u> 人件費の計上者については、本研究に従事することが明記された任意の雇用関係書類(労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等)の提出を求めることがあります。		(追加)
	① <u>専従者の取扱い</u> 専従者の人件費は、研究機関が支払った実費又は受託単価に基づき計上してください。 当該専従者が月給制又は年俸制の場合には「作業月報」、時給制又は日給制の場合には、「作業日誌」等を作成するなど、適切に労務管理してください。		(追加)
P. 14	② <u>兼業者の取扱い</u> 作業日誌等により従事日または従事時間を区分し、本研究に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当て・社会保険料等も適切に按分し計上することができます。) 大学において学生を一時的に雇用する際は兼業者扱いとしてください。 なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。 エフォート率とは、研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)を意味します。エフォート率により按分計上をする場合、以下の事務手続き		(3) <u>兼業者の取扱い</u> 作業日誌等により従事日または従事時間を区分し、本研究に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当て・社会保険料等も適切に按分し計上すること。) 大学において学生を一時的に雇用する際は兼業者扱いとしてください。 なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。
			(追記)

	<p><u>をしてください。</u></p>	
P. 15	<p>(変更補足説明) 人件費を計上する際の人件費の算出方法について追加しました。</p> <p><b>(4) 人件費の算出方法</b></p> <p>人件費の算出については、専従者・兼業者いずれの場合も、以下の算出方法よりいずれかを選択して実施してください。ただし、一度選択した算出方法は、年度内に変更することはできません。</p> <p>a) <b>実績単価計算</b> 雇用契約等に基づき研究機関が研究者に実際に支払った給与等および法定福利費を計上する方法です。検査の時に、給与台帳又は給与明細等で確認する場合があります。</p> <p>b) <b>受託単価計算</b> 研究機関が定める受託人件費単価を算定する規程等に基づき計上する方法です。この場合、以下の①～③のうちいずれかの条件を満たすとともに、受託人件費単価の算出方法を明らかにする必要があります。精算時に、人件費精算書等を確認する場合があります。</p> <p>研究開発機関に当該単価規程等が存在する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該単価規程等が公表されていること</li> <li>② 内閣府や文部科学省等の官公庁が実施する事業で当該単価規程等を適用した受託実績があること（ただし、精算行為を伴わない補助金事業や請負事業は除く）</li> <li>③ 官公庁以外の機関が実施する事業で当該単価規程等を適用した受託実績が複数あること（ただし、精算行為を伴わない補助金事業や請負事業は除く）</li> </ul> <p>のいずれかの条件を満たす場合、原則、同規程等に基づく受託単価による算出を認めます。ただし、受託人件費単価の中に間接経費や利益を計上することは認められません。</p>	(追加)
P. 16	<p>(変更補足説明) 謝金は研究機関の規程等に基づくことを明記しました。</p> <p><b>(6) 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金</b></p> <p>謝金は招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しており、本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り研究機関の規程等に基づき計上可能です。ただし、謝金を計上する場合は、その対象者が実施計画書（様式C-2）に研究協力者として登録されている必要があります。</p> <p>注) 他の研究機関所属の者であっても、同一サブ課題グループの研究開発実施者として参画している場合は、招待講演等謝金対象とはできません。</p>	<p><b>(6) 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金</b></p> <p>謝金は招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しており、本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。なお、実施計画書（様式C-2）に研究協力者として登録されている必要があります。</p> <p>単価基準は研究機関の規程に準じます。</p> <p>注) 他の研究機関所属の者であっても、同一サブ課題グループの研究開発実施者として参画している場合は、招待講演等謝金対象とはできません。</p>
P. 16	<p>(変更補足説明) 謝礼計上に関する扱いについて追加しました。</p> <p><b>(7) 一時的な作業への協力等に係る謝礼等</b></p> <p>謝礼は一時的（3ヶ月未満）な作業等（アンケートへの回答や実地訓練への一般参加など不特定の方の協力等）に対するものを想定しており、本研究の実施に直接必要である場合に限り研究機関の規程等に基づき「その他」の費目にて計上可能です。この場合は、個々の謝礼対象者の実施計画書（様式C-2）への登録を省略することができます。</p>	(追加)
P. 17	<p><b>(5) リース・レンタル等の計上</b></p> <p>(変更補足説明) リース・レンタルについても競争原理の導入が必要である旨を明記しました。</p> <p>研究設備等については、購入のほか、以下について留意のうえリースやレンタルも可能です。 なお、リース・レンタルの予算費目は、「その他」としてください。</p> <p>a) <b>競争原理の導入</b></p>	<p><b>(5) リース・レンタル</b></p> <p>研究設備等については、購入のほか、リースやレンタルも可能です。 ただし、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことに</p>

	<p>リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、本研究で過度な負担を負うことは認められません。なお、研究担当者が移籍する際に本研究に支障が生じないことが前提となります。</p> <p>b) リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス・雑誌年間購読料等の計上</p> <p>リース・レンタル等の予算費目は、「その他」としてください。</p> <p>なお、上記費用を一括前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。</p>	<p>より、本研究で過度な負担を負うことは認められません。なお、研究担当者が移籍する際に本研究に支障が生じないことが前提となります。</p> <p>リース・レンタルの予算費目は、「物品費」ではなく「その他」としてください。</p> <p>(追加)</p>
	<b>3.6.2 不課税取引等（不課税・非課税取引）および軽減税率対象品目取引に係る消費税相当額の取扱い</b>	<b>3.6.2 不課税取引等（不課税・非課税取引）に係る消費税相当額の取扱い</b>
	(変更補足説明) 軽減税率取引も対象に含まれるように記載しました。	
P. 20	<p>委託研究契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究費の全額が消費税および地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。</p> <p>委託研究費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や外国旅費などの不課税取引等および軽減税率対象品目取引（以下「不課税・軽減税率取引等」という。）に支出する場合、防災科研から受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額、軽減税率取引における標準税率と軽減税率の差額について、別途直接経費に計上することができます。（削除）</p> <p>なお、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。</p> <p><b>(1) 不課税（非課税）・軽減税率取引等に係る消費税相当額の計上</b></p> <p>不課税・軽減税率取引等に係る消費税相当額等を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。</p> <p>a) <b>不課税（非課税）取引に係る「消費税相当額」</b></p> <p>当該品目の取引に係る消費税抜価格に標準税率（10%）を乗じて算出した額を「消費税相当額」として計上</p> <p>b) <b>軽減税率取引に係る「軽減税率差額」</b></p> <p>当該取引に係る消費税抜価格に対し標準税率（10%）を乗じて算出した額と軽減税率（8%）を乗じて算出した額の差額を「軽減税率差額」として計上</p> <p>なお、直接経費全体に対して消費税相当分として定率を計上することや、課税取引が一部含まれる旅費総額に消費税率を乗じるなど、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。</p> <p><b>(2) 不課税取引等の例</b></p> <p>（省略）</p>	<p>委託研究契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究費の全額が消費税および地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。</p> <p>委託研究費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や外国旅費などの不課税取引等に支出する場合、防災科研から受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、別途直接経費に計上することができます。直接経費として計上しない場合、不課税取引等に係る消費税相当額分は研究機関の自己負担となります。</p> <p>なお、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。</p> <p><b>(1) 不課税取引等に係る消費税相当額の計上</b></p> <p>不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に消費税率を乗じるなど）</p> <p><b>(2) 不課税取引等の例</b></p> <p>（省略）</p>
P. 20 ～ P. 22	<b>3.6.3 インボイス影響額の取扱い</b>	(追加)
	(変更補足説明) インボイス制度導入に伴う「インボイス影響額」に関する記載を追加しました。計算例は従来のFAQに記載されていたものを本説明書に記載しました。	
	<p>令和5年10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税控除の方針として、「インボイス制度（適格請求書保存方式）」が開始され、課税費用の支出先が免税事業者等であるときは当該課税費用の仕入税額控除を行えなくなりました。そのため、この仕入税額控除が行えなくなることにより生じる経費（以下、「インボイス影響額」という。）について、別途直接経費に計上することができます。</p> <p>なお、簡易課税制度を適用している研究機関については、上記のインボイス影響額が生じないため計上することはできません。</p> <p>① インボイス影響額の計上</p>	(追加)

インボイス影響額は、経過措置（インボイス制度開始後3年間は免税事業者等からの仕入れに係る仕入れ税額相当額の80%、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除が可能となる措置）が設けられているため、経過措置適用の有無に応じて以下のとおり計上してください。

a) インボイス影響額-経過措置の適用：無

経過措置適用対象の請求書が発行されない場合はこの品目名を使用し計上します。

◆ 消費税相当額の計算方法（消費税率10%の場合）

$$\text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 10/110 \times 110/100 \\ = \text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 0.1$$

＜例＞

経過措置適用対象の請求書が発行されない個人（免税事業者）への諸謝金支払の場合

11,000 円（10%消費税込み）を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。

・諸謝金 : 11,000 円（「人件費・謝金」に計上）

・インボイス影響額-経過措置の適用：無 : 1,100 円（※「その他」に計上）

＜計算の流れ＞

1) 支払額（税込み）から消費税額を算出。

$$11,000 \text{ 円} \times 10/110 = 1,000 \text{ 円}$$

2) 委託研究費は経費の全額が消費税の課税対象（役務の提供）となるため、1)で算出した額にも「消費税額」を追加計上。

$$1,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100 \text{ 円}$$

b) インボイス影響額-経過措置の適用：有

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合はこの品目名を使用し計上します。

※ インボイス制度施行後の3年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の80%、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。

控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。

◆ 消費税相当額の計算方法（消費税率10%の場合）

【令和5年10月1日～令和8年9月30日】

$$\text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 10/110 \times 0.2 \times 110/100 \\ = \text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 0.02$$

【令和8年10月1日～令和11年9月30日】

$$\text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 10/110 \times 0.5 \times 110/100 \\ = \text{免税事業者との取引額 (10%消費税込み)} \times 0.05$$

＜例＞

経過措置適用対象の請求書を受け、免税事業者へ支払を行った場合

110,000 円（10%消費税込み）の役務取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

	<p>・雑役務費：110,000 円（「その他」に計上）      ・インボイス影響額-経過措置の適用：有：2,200 円（「その他」に計上）</p> <p>＜計算の流れ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 雜役務費から消費税額を算出。  <math display="block">110,000 \text{ 円} \times 10/110 = 10,000 \text{ 円}</math> </li> <li>2) 仕入税額相当額の80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額20%を計算。  <math display="block">10,000 \text{ 円} \times 0.2 = 2,000 \text{ 円}</math> </li> <li>3) 委託研究費は経費の全額が消費税の課税対象（役務の提供）となるため、2)で算出した額にも「消費税額」を追加計上。  <math display="block">2,000 \text{ 円} \times 110/100 = 2,200 \text{ 円}</math> </li> </ol>	
	<b>3. 6. 8. 物品・役務等の調達に係る競争原理の導入</b>	(追加)
P. 23	<p>(変更補足説明) 競争原理導入の原則を再確認するとともに、サブ課題グループ内機関からの調達についても競争原理を導入することを追加しました。</p> <p>物品・役務等の調達は、研究機関の関連規程等に従うことを原則としますが、競争による調達を避けるために分割して調達することは、認められません。適正な調達のエビデンスとなる証拠書類を整備した上で、競争原理を導入した調達（入れまたは相見積）を行ってください。      なお、証拠書類の整備方法は、【別添1. 証拠書類一覧】を参考にしてください。</p> <p>また、サブ課題グループ内の共同研究企業からの物品等の調達を行う場合も、原則、競争原理を導入した調達を行ってください。合理的な選定理由により、競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に防災科研へ相談してください。</p>	(追加)
P. 25	<b>5. 委託研究費の執行期限</b>	<b>5. 委託研究費の執行期限</b>
	<p>(変更補足説明) 消費税相当等の対象に軽減税率取引を含んだものに記載しました。</p> <p>注2) 人件費における事業主負担分や不課税取引・軽減税率等に係る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限までに支払が完了していない場合でも、その支払金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した事業年度での計上が可能です。</p>	<p>注2) 人件費における事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限までに支払が完了していない場合でも、その支払金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した事業年度での計上が可能です。</p>
P. 28 ～ P. 29	<p><b>8. 証拠書類の管理</b></p> <p><b>8. 2. 収支簿の記載方法</b></p> <p>(変更補足説明) 収支簿の記載方法および摘要への記載内容について追加しました。</p> <p>収支簿の記載は、1行1伝票（支払先別）としてください。（1行1品でも可です。）</p> <p>（省略）</p> <p>d) その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名（品名）、数量など。学会参加費等についてはその会合等の名称や開催日程、参加者名、発表される場合の発表者と発表題目など</p>	<p>収支簿の記載は、1行1伝票としてください。（1行1品でも可です。）</p> <p>（省略）</p> <p>d) その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名（品名）、数量など。学会参加費等についてはその会合の名称や日程、参加者など</p>
P. 29	<b>8. 3. 収支簿の摘要欄における省略記載</b>	<b>8. 3. 収支簿の摘要欄における省略記載</b>
	<b>8. 3. 1. 物品費：品名・数量の省略</b>	<b>8. 3. 1. 物品費：品名・数量の省略</b>
	(変更補足説明) 収支簿上の記載箇所について追加しました。	

	(省略) 上記にかかわらず、「1品（もしくは1式）の金額が50万円以上」の物品等がある場合は、当該50万円以上の物品等については収支簿摘要欄に全て記載、もしくは、内訳が確認できる納品書等を添付してください。	(省略) 上記にかかわらず、「1品（もしくは1式）の金額が50万円以上」の物品等がある場合は、当該50万円以上の物品等については収支簿上に全て記載、もしくは、内訳が確認できる納品書等を添付してください。
	<b>8.3.2. 旅費：用務地、旅行期間の省略</b>	<b>8.3.2. 旅費：用務地、旅行期間の省略</b>
P. 29	(変更補足説明) 旅費等に係る収支簿上の記載に旅行目的を追加しました。  近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」を省略して記載することができます。 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行日」、「旅行目的・内容」は、必ず記載してください。	近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」を省略して記載することができます。 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行日」、「旅行内容」は、必ず記載してください。
	<b>8.3.3. 人件費・謝金：省略不可の取扱い</b>	<b>8.3.3. 人件費・謝金：省略不可の取扱い</b>
P. 29	(変更補足説明) 収支簿の課税／不課税取引の仕分け、社会保険料等の事業主負担に関する記載方法について説明を追加しました。  人件費・謝金の支払対象者が複数いる場合は、各対象者へのそれぞれの支払金額、課税／不課税取引の仕分け（消費税相当額算出の対象毎）、社会保険料等の事業主負担の支払先がわかるようにそれぞれ行を変えて記載してください。なお、事業主負担の支払先が複数ある場合には、支払先として代表的機関に「等」をつけた記載でも可とします。	人件費・謝金の支払対象者が複数いる場合は、各対象者へのそれぞれの支払金額がわかるように行を変えて記載してください。
	<b>8.4. 留意事項</b>	<b>8.4. 留意事項</b>
P. 29 ～ P. 30	(変更補足説明) 文章表現を修正するとともに、事務処理説明書P. 2に記載の【WEBシステム提出方法、提出先】については削除しました。  (1) 研究機関が押印省略、電子提出/紙媒体提出不要とする経理書類等 本課題「スマート防災ネットワークの構築」に係る全ての経理様式、知財様式、及び請求書が押印省略、電子提出/紙媒体提出不要の対象となります。 注1) 「委託研究契約書」は押印省略の対象には含まれません。これまで通り、押印版の紙媒体を取り交わすことといたします。 注2) 「債主登録用紙」も押印省略の対象には含まれません。原則、紙媒体の提出が必要となります。（電子印鑑の場合は電子提出可）  (2) 提出方法、提出先 SIP「スマート防災ネットワークの構築」ワークフローシステムを用いて電子ファイルにて提出することを必須とします。 (押印版紙媒体の書類の提出は原則不要となります、研究機関の方針として、電子ファイルの提出に加え、押印版紙媒体で提出することを妨げるものではありません。)  (削除)	(1) 研究機関が押印省略、電子提出/紙媒体提出不要とする経理書類等 →本課題「スマート防災ネットワークの構築」に係る全ての経理様式、知財様式、及び請求書 注1) 「委託研究契約書」は押印省略の対象には含まれず、これまで通り、押印版の紙媒体を取り交わすことといたします。 注2) 「債主登録用紙」も押印省略の対象には含まれません。原則、紙媒体の提出が必要となります。（電子印鑑の場合は電子提出可）  (2) 提出方法、提出先 電子ファイルにて提出することを必須とします。 (押印版紙媒体の書類の提出は原則不要となります、研究機関の方針として、電子ファイルの提出に加え、押印版紙媒体で提出することを妨げるものではありません。)  【WEBシステム提出方法、提出先】 以下のURLにアクセスし、ログイン画面からアクセスしてください。 ログインに必要な情報は、初年度の委託研究契約締結手続き等の中で、別途ご案内します。 OSIP「スマート防災ネットワークの構築」ワークフローシステム <a href="https://nied-sip-wf.bosai.go.jp/imart/login">https://nied-sip-wf.bosai.go.jp/imart/login</a> (課題WEBサイトからもリンクを貼っています)
	<b>9. 物品等の取扱い</b>	<b>9. 物品等の取扱い</b>
	<b>9.3. 物品の移動等</b>	<b>9.3. 物品の移動等</b>
P. 31	(変更補足説明) 防災科研提供物品の移動・廃棄等について事前相談することを追記しました。  (2) 防災科研からの提供物品 研究担当者が移籍等により所属研究機関を変更し、次の所属研究機関においても引き続き本研究を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。 なお、提供物品を他機関等へ一時的に持ち出す場合や廃棄処分が必要となる場合は、事前に防災科研にご相談ください。	(2) 提供物品 研究担当者が移籍等により所属研究機関を変更し、次の所属研究機関においても引き続き本研究を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。

	<b>10. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応</b>	<b>10. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応</b>
	<b>10.3. 研究倫理教育の履修義務</b>	<b>10.3. 研究倫理教育の履修義務</b>
P. 33	<p>(変更補足説明) 研究倫理教育教材の履修完了時に提出する書類について様式C-Dの提出も必要であることも追記しました。</p> <p>研究上の不正行為を未然に防止するため、研究機関は研究者等に対し、研究倫理教育に関するプログラムの履修義務を周知徹底し、研究者等の研究倫理教育教材の履修完了については、【参考様式2】研究倫理教育教材履修報告書により適宜防災科研に報告してください。あわせて、様式C-1「研究開発実施者一覧」の研究倫理境域履修完了日を追記した様式C-Dの更新版も提出してください。</p> <p>(省略)</p>	<p>研究上の不正行為を未然に防止するため、研究機関は研究者等に対し、研究倫理教育に関するプログラムの履修義務を周知徹底し、研究者等の研究倫理教育教材の履修完了について、報告してください。</p> <p>【参照：研究倫理教育教材履修報告書【参考様式2】】</p> <p>(省略)</p>
	<b>11. 各種報告書の提出方法および提出期限</b>	<b>11. 各種報告書の提出方法および提出期限</b>
	<b>11.2. 各種報告書の提出期限</b>	<b>11.2. 各種報告書の提出期限</b>
P. 38	<p>(変更補足説明) 文章表現を修正するとともに、事務処理説明書P.2に記載の【WEBシステム提出方法、提出先】については削除しました。</p> <p>(1) WEBシステム提出方法、提出先</p> <p>SIP「スマート防災ネットワークの構築」ワークフローシステムを用いて提出してください。ログインに必要な情報は、初年度の委託研究契約締結手続き等の中で、防災科研と委託研究契約を締結する研究機関の契約事務担当者様へ別途メールでご案内します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) WEBシステム提出方法、提出先</p> <p>以下のURLにアクセスし、ログイン画面からアクセスしてください。ログインに必要な情報は、初年度の委託研究契約締結手続き等の中で、防災科研と委託研究契約を締結する研究機関の契約事務担当者様へ別途メールでご案内します。</p> <p>○提出先：SIP課題「スマート防災ネットワークの構築」ワークフローシステム  <a href="https://nied-sip-wf.bosai.go.jp/imart/login">https://nied-sip-wf.bosai.go.jp/imart/login</a>      (課題WEBサイトからもリンクを貼っています)</p>
	<b>14. 委託研究の中止または中断</b>	<b>14. 委託研究の中止または中断</b>
	<b>14.2. ライフィベント（育児休業等）や長期海外出張などによる研究の中止等</b>	<b>14.2. ライフィベント（育児休業等）や長期海外出張などによる研究の中止等</b>
P. 41	<p>(変更補足説明) 研究担当者以外の研究開発実施者のライフィベント等に対する配慮・支援についても追記しました。</p> <p>研究開発実施者がライフィベントにより研究から一時的に離脱せざるを得ない場合においては、研究期間の中止や延長、中断中の代行者や研究支援者の登用等により、研究を継続できるように配慮・支援してください。特に、研究担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研修）・派遣等で研究業務の遂行ができない場合については、事前に防災科研担当者にご相談ください。諸事情を勘案し本研究を一時中断し、その後に再開するなどの措置ができる場合があります。</p>	<p>研究担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研修）・派遣等で研究業務の遂行ができない場合については、事前に防災科研担当者にご相談ください。諸事情を勘案し本研究を一時中断し、その後に再開するなどの措置ができる場合があります。</p>
	<b>15. 再委託について</b>	<b>15. 再委託について</b>
	<b>15.1. 再委託の可否</b>	<b>15.1. 再委託の可否</b>
P. 41	<p>(変更補足説明) 請負業務等について防災科研への事前相談も不要である旨明記しました。</p> <p>(省略)</p> <p>研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、実施計画書に基づくものであることを前提に、特に防災科研への事前相談・申請手続きを経ることなく、直接経費により執行することができます。</p>	<p>(省略)</p> <p>研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、実施計画書に基づくものであることを前提に、特に防災科研への申請手続きを経ることなく、直接経費により執行することができます。</p>
	<b>IV. 知的財産権の管理について</b>	<b>IV. 知的財産権の管理について</b>
	<b>3. 研究機関に帰属した（防災科研との共有でない）知的財産権（防災科研への通知と承認）</b>	<b>3. 研究機関に帰属した（防災科研との共有でない）知的財産権</b>
	(変更補足説明) 知財権放棄に関する事前通知の例外として事後通知が可能な事由を明記しました。	
P. 47	<p>②防災科研への通知が必要な場合</p> <p>(省略)</p> <p>(※3)「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」、「取下げ」などにより自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までに防災科研へ通知してください。防災科研が有用性等を審査の上、承継し、必要な手続きを行う場合があります。なお、以下事由については、速やかに防災科研へ通知されることを前提に事後の通知とすることができるものとします。</p> <p>事後通知可能な事由：「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」</p>	<p>②防災科研への通知が必要な場合</p> <p>(省略)</p> <p>(※3)「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」、「取下げ」などにより自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までに防災科研へ通知してください。防災科研が有用性等を審査の上、承継し、必要な手続きを行う場合があります。なお、以下事由については、速やかに防災科研へ通知されることを前提に事後の通知とすることができます。</p> <p>「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」</p>

	<b>5. 防災科研との委託研究契約終了後の知的財産権の報告義務</b>	<b>5. 防災科研との委託研究契約終了後の知的財産権の報告義務</b>
P. 48	<p>(変更補足説明) 委託研究契約終了後の義務について、留意すべき契約書第34条（残存条項）も確認するよう追記しました。</p> <p>本研究の研究成果に係る知的財産権について、防災科研との契約期間が終了した後にも本章「IV. 知的財産権の管理について」に記載されている産業技術力強化法第17条に関連した防災科研への通知や申請といった報告義務は継続されます。委託研究契約書第34条（残存条項）をご確認の上、研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。</p> <p>※ 知財に関する事務処理における留意点 SIPの研究開発成果に係る知的財産及び知的財産権の適切な運用・管理のため、防災科研に「知財委員会」が、研究開発責任者の所属機関等に「知財分科会」が設置されています。SIPの研究開発成果として生まれた知的財産及び知的財産権の取扱いは、知財委員会が定めた知財ポリシーに従い、適切に事務処理を行う必要がありますので、ご留意ください。</p>	<p>本研究の研究成果に係る知的財産権について、防災科研との契約期間が終了した後にも本章「IV. 知的財産権の管理について」に記載されている産業技術力強化法第17条に関連した防災科研への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。</p> <p>※ 知財に関する事務処理における留意点 SIPの研究開発成果に係る知的財産及び知的財産権の適切な運用・管理のため、研究推進法人に「知財委員会」が、研究開発責任者の所属機関等に「知財分科会」が設置されています。SIPの研究開発成果として生まれた知的財産及び知的財産権の取扱いは、知財委員会が定めた知財ポリシーに従い、適切に事務処理を行う必要がありますので、ご留意ください。</p>
	<b>V. 研究成果の公表</b>	<b>V. 研究成果の公表</b>
	<b>1. プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等</b>	
P. 49	<p>(変更補足説明) 注) にタイトルを追加しました。</p> <p>注) SIPロゴ等の使用について (省略)</p>	<p>注) SIPロゴ等の使用について (省略)</p>
	<b>3. マスメディア等の取材による公表</b>	<b>3. マスメディア等の取材による公表</b>
P. 49	<p>(変更補足説明) 知財権への配慮を促すため、注意書きを別項にした記載しました。</p> <p><b>3.3. 知的財産権への配慮</b> 取材を受ける際には、知的財産権の確保等に支障がないようご注意ください。</p>	<p>注) 取材を受ける際には、知的財産権の確保等に支障がないようご注意ください。</p>

※上記の他、文意に大幅な変更のない追記や修正、表記方法（文章記載を箇条書きにするなど）の変更 等もありますので、あわせてご確認下さい。